

平成 25 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野
(建築物外皮による空調負荷低減等技術) 技術実証検討会設置要綱 (案)

1. 開催の目的

環境技術実証事業の実施にあたり、平成 25 年度に技術実証を行うこととされた技術分野「ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術)」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術) 技術実証検討会 (以下「技術実証検討会」という。) を設置する。

2. 調査検討事項

ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術) について、特に下記の項目について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

- ① 実証試験要領案の作成又は改定
- ② 実証対象技術の選定
- ③ 実証試験計画の策定
- ④ 技術の実証
- ⑤ 実証試験報告書の作成
- ⑥ その他事業の実施に関する事項

3. 組織等

- ① 技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者 (学識経験者、地方行政団体、関連団体等) により構成する。
- ② 技術実証検討会は、検討員 6 名以内で構成する。
- ③ 技術実証検討会に座長を置く。
- ④ 座長は、技術実証検討会を総理する。
- ⑤ 検討員は、ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術) の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省水・大気環境局の同意を得て一般財団法人建材試験センターが委嘱する。
- ⑥ 検討員の委嘱期間は、一般財団法人建材試験センターの委嘱に承諾した日から実証運営機関の業務終了日までとする。
- ⑦ 技術実証検討会に分科会を設置し、特に技術的な内容について検討・助言を行う。
- ⑧ その他、必要に応じ関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本技術実証検討会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、技術実証検討会を非公開にできるものとする。

5. 庶務

技術実証検討会の庶務は、一般財団法人建材試験センターにおいて処理する。